

製品安全データシート

1. 製品等及び会社情報

1.1 製品の特典

製品名： ズームパワー エコ・クリーナーエンジン

製品分類： エンジンオイル添加剤

用途： 自動車のエンジンオイル用添加剤

使用上の注意： 上記用途以外には使用しないこと。換気の良い所で作業すること。他の添加剤と併用しないこと。

1.2 会社情報

会社名： 株式会社ユーエスシー

住所： 〒183-0044 東京都府中市日鋼町1番1

担当部門： 営業1部

電話番号： 042-351-0011

FAX番号： 042-351-0010

作成者：

e-mail：

改定日： 2024年 4月22日

2. 危険有害性の要約

GHS分類

- ・引火性液体 区分2
- ・急性毒性（吸入：粉塵、ミスト） 区分4
- ・皮膚腐食性／刺激性 区分2
- ・眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2
- ・特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分2(腎臓)
区分3(気道刺激性、麻酔作用)
- ・特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分2(神経系)
- ・水生環境有害性 短期（急性） 区分2
- ・水生環境有害性 長期（慢性） 区分2

※上に記述のないものは、「区分に該当しない」か「分類できない」

GHSのラベル要素

シンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

- 引火性の高い液体及び蒸気
- 吸入すると有害
- 皮膚刺激
- 眼刺激
- 腎臓の障害のおそれ。
- 呼吸器への刺激のおそれ
- 眠気またはめまいのおそれ
- 長期にわたる、又は反復ばく露による神経系の障害のおそれ
- 水生生物に毒性
- 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

安全対策

- *使用前にラベルをよく読むこと。
- *全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- *上記用途以外には使用しないこと。
- *さらに詳しくは、安全データシート（SDS）等の資料をご覧ください。
- *熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- *容器を密閉しておくこと。
- *容器を接地しアースをとること。
- *防爆型の【電気機器/換気装置/照明機器/…】を使用すること。
- *火花を発生させない工具を使用すること。
- *静電気放電に対する措置を講ずること。

- *保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- *粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- *屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
- *取り扱い後は手をよく洗うこと。
- *この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- *環境への放出を避けること。

応急措置

- *火災の場合：消火するために水（噴霧）、炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂、その他〔耐アルコール性泡消火剤〕を使用すること。
- *皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水【又はシャワー】で洗うこと。気分が悪いときは医師に連絡すること。皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当を受けること。
- *汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- *眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診察/手当を受けること。
- *ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
- *吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- *飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。

保管及び廃棄方法

- *子供の手の届かない所に施錠して保管すること。
- *容器の保存は、日光を遮断し、必ず密栓し、温度40℃以上になる所、水周りや湿度の高い場所には置かないこと。
- *換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- *容器の廃棄の際は、中身を使い切ってから捨てること。
- *内容物や容器を廃棄する場合は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成・成分情報

単一製品・混合物の区別： 混合物

含有成分及び含有量

成分名・化学名	含有量 mass%	CAS No.	化審法No.	安衛法No.	PRTR 法No.	毒劇法No.
鉱油	70	非公開	非公開	168	非該当	非該当
潤滑油添加剤	18	非公開	非公開	非該当	非該当	非該当
石油ナフサ	7	64742-94-5	非公開	330	非該当	非該当
トリメチルベンゼン(石油ナフサに含有)	0.3-0.7	25551-13-7	3-7	非該当※1	非該当※2	非該当
ナフタリ(石油ナフサに含有)	0.3-0.7	91-20-3	4-311	408	非該当※3	非該当
メチルエチルケトン	5	78-93-3	非公開	570	非該当	非該当
モリブデン(潤滑油添加剤に含有)	0.9	非公開	非公開	603	非該当※4	非該当

- 注) 化審法No. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報公示整理番号
 安衛法No. 労働安全衛生法（安衛法）第57条の政令指定物質の政令番号
 ※1：含有量の関係で非該当
 PRTR 法No. 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）対象化学物質の政令番号
 ※2：含有量が1%未満のため非該当
 ※3：含有量が1%未満のため非該当
 ※4：含有量が1%未満のため非該当
 毒劇法No. 毒物及び劇物取締法の政令番号

4. 応急措置

- 眼に入った場合： 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。・眼の刺激が続く場合は、医師の診察/手当を受けること。
- 皮膚に付着した場合： 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水【又はシャワー】で洗うこと。・気分が悪いときは医師に連絡すること。皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当を受けること。 ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- 吸入した場合： 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させてください。・気分が悪い時は、医師に連絡する。
- 飲み込んだ場合： 無理に吐き出させずに、直ちに医師の診察を受ける。

5. 火災時の措置

- 消火剤： 水（噴霧）、炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂、その他〔耐アルコール性泡消火剤〕
- 消火方法： ・ 初期の火災には、粉末、炭酸ガス、乾燥砂等を用いる。
 ・ 大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項

- ・ 風下の人を退避させる。
- ・ 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。

環境に対する注意事項

- ・ 廃棄物は関連法令に基づいて処理すること。
- ・ 河川や一般廃水溝等に排出しないように注意すること。

除去方法

- ・ 少量の場合は、砂、ウエス等で吸着させて空容器に回収し、その後完全にウエス等で拭き取る。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- ・ 眼及び皮膚に触れないようにし、必要に応じて保護具を着用する。
- ・ 取扱い後は手洗い、洗眼を十分に行なう。作業着に付着した場合は着替える。
- ・

注意事項

- ・ 指定数量以上の量を取扱う場合には法で定められた基準に満足する貯蔵所、取扱所で行なう。
- ・ 炎、火花又は高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させない。

安全取扱い注意事項

- ・ 常温で取扱うものとし、その際水分、きょう雑物の混入に注意する。

保管

適切な保管条件

- ・ 容器は密栓し、直射日光の当たらない冷暗所に貯蔵する。

8. ばく露防止及び保護措置

成分	管理濃度*	日本産業衛生学会	ACGIH (TLV-C)
石油ナフサ	未設定	未設定	未設定
メチルエチルケトン	200ppm	590 mg/m ³	200ppm
トリメチルベンゼン	未設定	未設定	TWA 25ppm
ナフタレン	10ppm	未設定	TWA 10ppm
鉱油ミスト	未設定	3 mg/m ³	TWA 5 mg/m ³

*安衛法：作業環境評価基準で定める管理濃度

皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質（令和6年4月1日施行）：メチルエチルケトン（皮膚吸収性有害物質）

- 設備対策：
- ・ ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。
 - ・ 取扱い場所の近辺に洗眼及び身体洗浄の為の設備を設ける。

- 保護具：
- 呼吸用保護具： 必要に応じて呼吸用保護具を着用する。
 - 眼の保護具： 必要に応じて保護眼鏡を着用する。
 - 保護手袋： 耐油性の物を着用する。
 - 保護衣： 長期間取扱う場合には耐油性の長袖作業服等を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

外 観	： 茶褐色液体	臭 い	： 鉱物油及び溶剤臭
揮発性	： あり	引火点	： 10℃ (TCC)
爆発限界	： 上限%：有用な情報なし 下限%：有用な情報なし		
溶解度 水	： 難溶	密度 (15℃)	： 0.8850
流動点	： -20℃以下	動粘度 (40℃)	： 29.0mm ² /s

10. 安定性及び反応性

- 可燃性： 有り
- 発火性(自然発火性、水との反応性)： なし
- 酸化性： なし
- 自己反応性・爆発性： なし
- 安定性： 安定
- 反応性： 強酸化剤との接触を避ける

11. 有害性情報（人についての症例、疫学的情報を含む）

組成物質の有害性

鉱油

- 急性毒性： 利用可能な情報に基づく限り分類できない。

皮膚腐食性/刺激性： 利用可能な情報に基づく限り分類できない。

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性： 利用可能な情報に基づく限り分類できない。

呼吸器感作性又は皮膚感作性

呼吸器感作性： 利用可能な情報に基づく限り分類できない。

皮膚感作性： 利用可能な情報に基づく限り分類できない。

生殖細胞変異原性： 利用可能な情報に基づく限り分類できない。

発がん性： 配合成分を基に、区分外とした。また OSHA では、「本製品に使用している鉱油は、高度精製鉱油であり、IARC ではグループ 3 に分類(ヒトに対して発がん性について分類できない)」と評価されている。EU では、「本製品に使用している鉱油は、発がん性物質としての分類は適用される必要ない」と評価されている。利用可能な情報に基づく限り分類できない。

生殖毒性： 利用可能な情報に基づく限り分類できない。

特定標的臓器毒性 (単回ばく露)： 利用可能な情報に基づく限り分類できない。

特定標的臓器毒性 (反復ばく露)： 利用可能な情報に基づく限り分類できない。

誤えん有害性： 利用可能な情報に基づく限り分類できない。

石油ナフサ

急性毒性： 経口ラット LD50=2000mg/kg 以上、経皮ラット LD50=2000mg/kg 以上

眼に対する中程度の刺激性

動物において母体毒性がある投与量で、胎児毒性が生じる。出生率の低下はないと思われる

メチルエチルケトン

急性毒性

急性毒性 (経口)： rat LD50=2737mg/kg (環境省リスク評価第 6 巻, 2008)

急性毒性 (吸入)： vapor: rat LC50=11700ppm/4hr (PATTY 6th, 2012)

皮膚腐食性/刺激性：ラビット 中等度の刺激性 (SIDS, 2011 et al)

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性：ラビット 重度の刺激 (SIDS, 2011 et al)

呼吸器感作性又は皮膚感作性データなし

生殖細胞変異原性データなし

発がん性データなし

生殖毒性データなし

特定標的臓器毒性

特定標的臓器毒性 (単回ばく露)： [区分 2] 腎臓 (HSDB, 2014)

[区分 3 (気道刺激性)] 気道刺激性 (環境省リスク評価第 6 巻, 2008)

[区分 3 (麻酔作用)] 麻酔作用 (環境省リスク評価第 6 巻, 2008)

特定標的臓器毒性 (反復ばく露)： [区分 1] 神経系 (ACGIH 7th, 2001)

誤えん有害性データなし

1.2. 環境影響情報

鉱油

生態毒性：データなし

残留性・分解性：データなし

生体蓄積性：データなし

土壌中の移動性：データなし

オゾン層への有害性：非該当

石油ナフサ

水生環境有害性： 水生生物に非常に強い毒性

長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

水生環境有害性 短期(急性)： 甲殻類 (オオミジンコ) EC50=0.95mg/L/48hr (IUCLID, 2000)

(トリメチルベンゼン) 甲殻類 (グラスシュリンプ) LC50=5.4mg/L/96hr (Aquire, 2003)

(ナフタレン) 魚類 (ニジマス) LC50=0.77mg/L/96hr (EHC 202, 1998)

水溶解度： (トリメチルベンゼン) 非常に溶けにくい (ICSC, 2002)

(ナフタレン) 溶けない (ICSC, 2005)

残留性・分解性： (トリメチルベンゼン) 1, 3, 5-トリメチルベンゼン_BOD による分解度：0% (既存点検)

(ナフタレン) BOD による分解度：2% (既存点検)

生体蓄積性： (トリメチルベンゼン) log Pow=3.4 through 3.8 (ICSC, 2002); BCF=328 (1, 3, 5-トリメチルベンゼン：既存化学物質安全性点検データ)

(ナフタレン) log Pow=3.3 (ICSC, 2005); BCF=168 (Check & Review, Japan)

土壌中の移動性：データなし

オゾン層への有害性データなし

メチルエチルケトン

水生環境有害性：漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。特に、製品や洗浄水が、地

面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

水生環境有害性 短期(急性)：魚類 (ニジマス) LC50 > 100mg/L/96hr (環境庁生態影響試験, 1996)

水生環境有害性 長期(慢性)：藻類 (Pseudokirchneriella subcapitata) NOEC=93mg/L/72hr (環境庁生態影響試験, 1996)

水溶解度： 29 g/100 ml (20°C) (ICSC, 1998)

残留性・分解性： 急速分解性あり (20日後のBOD分解度=89% (SIDS, 2011))

生体蓄積性： log Pow=0.29 (ICSC, 1998)

土壌中の移動性： データなし

オゾン層への有害性： データなし

1.3. 廃棄上の注意

製品、容器等の廃棄は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。

1.4. 輸送上の注意

陸上輸送： 消防法等の危険物輸送について定めるところに従う。

海上輸送： 船舶安全法に定めるところに従う。

航空輸送： 航空法に定めるところに従う。

混載禁止： 第1類及び第6類の危険物及び高压ガス。

緊急時応急措置指針番号： 128

国連番号： 1993 (その他の引火性液体)

分類： 3

容器等級： II

1.5. 適用法令

① 消防法： 第4類第1石油類 (非水溶性) 危険等級II

② 労働安全衛生法： 危険物 引火性のもの

第57条 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

168 鉱油、570 メチルエチルケトン、603 モリブデン及びその化合物、408 ナフタレン

※メチルエチルケトンは有機則に該当するが、含有量が5%以下のため、非該当。

※ナフタレンは特化則に関して、含有量が少ないこと及び適用除外項目の「液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務」にあたるため、**非該当**。

皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質 (令和6年4月1日施行)：メチルエチルケトン (皮膚吸収性有害物質)

※ナフタレンは皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質であるが、含有量が少ないため、非該当

③ 化管法(PRTR)： 非該当 (2023年4月改正前後とも)

④ 水質汚濁防止法： 油分排出規制 (5mg/L許容濃度)

⑤ 海洋汚染防止法： 油分排出規制 (原則禁止)

⑥ 下水道法： 鉱油類排出規制 (5mg/L)

⑦ 船舶安全法： 引火性液体

⑧ 航空法： 引火性液体

※ 都道府県又は市町村条例により規制が異なる場合があるので、詳細は当該自治体にご確認ください。

1.6. その他の情報

1.6.1 引用文献

① 石油製品安全データシート作成の手引き 石油連盟 (平成12年7月)

② オートケミカル製品のための製品安全データシート作成指針改訂版 (日本オートケミカル工業会)

③ JACA (日本オートケミカル工業会) 編集：化学物質管理データベース

④ 原料の製品安全データシート

⑤ 緊急時応急措置指針 [改訂第3版] 容器イエローカード (ラベル方式) への適用 日本規格協会

⑥ GHS分類結果データベース 独立行政法人製品評価技術基盤機構

⑦ JIS Z7253 「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)」

1.6.2 JISの有無

なし

1.6.3 記載内容の問い合わせ先

連絡先： 株式会社ユーエスシー

電話番号： 042-351-0011

FAX番号： 042-351-0010

※注意

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報モデルの一つとして、取り扱う事業者に提供されるものです。

取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。

従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。

[会社情報]

販売者：(株)スズキ自販宮崎
所在地：宮崎市花ヶ島町屋形町1204
TEL:0985-25-7211